

◆◇◆介護老人保健施設メープル小田原 ショートステイ 料金表◆◇◆

《ユニット個室・在宅強化型》

第4段階(居住費:2,400円 食費:朝710円 昼850円 夕840円)

単位	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス費	680	846	906	983	1,048	1,106	1,165
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)				51			
夜勤職員配置加算				24			
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)				22			
合計(1日)	777	943	1,003	1,080	1,145	1,203	1,262
処遇改善加算Ⅰ(計×0.075)	58	71	75	81	86	90	95
合計単位	835	1,014	1,078	1,161	1,231	1,293	1,357
利用料(円) (1単位:10.27円)	1割負担	858	1,042	1,108	1,193	1,265	1,328
	2割負担	1,715	2,083	2,215	2,385	2,529	2,656
	3割負担	2,573	3,125	3,322	3,577	3,793	3,984
自己負担合計(円) (1日合計)	1割負担	5,658	5,842	5,908	5,993	6,065	6,128
	2割負担	6,515	6,883	7,015	7,185	7,329	7,456
	3割負担	7,373	7,925	8,122	8,377	8,593	8,981

・「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方 (利用料(1割負担)+居住費+食費)

自己負担合計(1日)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第3段階②(居住費:1,370円 食費:1300円)	3,528	3,712	3,778	3,863	3,935	3,998	4,064
第3段階①(居住費:1,370円 食費:1000円)	3,228	3,412	3,478	3,563	3,635	3,698	3,764
第2段階(居住費:880円 食費:600円)	2,338	2,522	2,588	2,673	2,745	2,808	2,874
第1段階(居住費:880円 食費:300円)	2,038	2,222	2,288	2,373	2,445	2,508	2,574

《その他の加算》

項目	単位		利用者負担(円)			算定
	単位	処遇改善	1割負担	2割負担	3割負担	
療養食加算	8	1	10	19	28	1食につき
送迎加算	184	14	204	407	610	片道
個別リハビリ加算	240	18	265	530	795	1回につき
口腔連携強化加算	50	4	56	111	167	1月につき
総合医学管理加算	275	21	304	608	912	1日につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	8	111	222	333	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	1	12	23	34	1月につき
重度療養管理加算1	120	9	133	265	398	1日につき
緊急短期入所受入対応加算	90	7	100	200	299	1日につき
緊急時療養費(緊急時治療管理)	518	39	572	1,144	1,716	1日につき
若年性認知症利用者受入加算1	120	9	133	265	398	1日につき

※ 自己負担合計 = 居住費 + 食費 + 利用料(円) 負担割合の金額

※ 請求金額は、(所定単位+(所定単位×0.075(処遇改善加算)))×10.27円×負担割合で計算されます。料金表の自己負担合計(1日合計)×ご利用日数とは異なりますのでご了承ください。

※ 「介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方は、食費・居住費が認定証に記載の金額になります。ご提示がない場合は対象となりません。

※ 上記の料金は、基本料金ですのでご本人の状況によって別途加算されることがあります。

※ 理美容、新聞代等の自費分につきましては、別途加算されます。

【高額介護（予防）サービス費制度について】

高額介護（予防）サービス費制度とは、介護保険を利用して支払った自己負担額1割（又は2割、3割）の合計が一定金額（下表）を超えたとき、超えた分のお金が戻ってくるという制度です。

対象者	要件	自己負担上限額
本人または 世帯全員が市町村民税課税	課税所得690万円（年収約1160万円）以上	140,100円（世帯）
	課税所得380万円（年収約770万円）～ 課税所得690万円（年収約1160万円）未満	93,000円（世帯）
	市町村民税課税～ 課税所得380万円（年収約770万円）未満	44,000円（世帯）
世帯全員が市町村民税非課税	下記以外	24,600円（世帯）
	前年の「合計所得金額」と「公的年金収入額」の合計が年間80万円以下の方。	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
	生活保護を受けている方。	15,000円（世帯）

※ 高額介護（予防）サービス費等の支給を受けるためには申請が必要です。

介護サービスを利用すると、支給の要件を満たす方へは、その3か月後に通知と申請書が届きます。届いた申請書に必要事項を記入し、市町村へ提出してください。申請の際には、申請書のほかに介護サービスを利用した領収書が必要になります。一度申請するとそれ以降の申請は不要になります。（自治体によって通知時期、申請方法が異なる場合がありますので、各担当窓口へご確認ください）

高額介護（予防）サービス費用の支給申請は、2年以内に行わないと時効によって権限が消滅します。